

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- ◇ 公 告 製菓衛生師試験の実施
- 鳥取県警察官採用試験の実施

告 示

鳥取県告示第六百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年八月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百八十号

昭和五十三年七月十四日付けで東伯町長から申請のあつた倉坂地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十三年八月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
東伯町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
北山内科クリニック	倉吉市巖城三四九番地	昭和五十三年七月十八日

公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、昭和53年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

昭和53年 8 月 8 日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であつて、厚生大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

(2) 学校教育法第47条に規定する者であつて、2年以上菓子製造業に従事したものの

(3) 昭和41年12月26日において菓子製造業に従事していた者（学校教育法第47条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えていたもの又は同日後3年を超えるに至つたものの

なお、旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）附則第2項各号の一つに該当する者は、学校教育法

第47条に規定する者とみなす。

2 試験の日時

昭和53年 9 月 28 日 午前 9 時から午後 4 時まで

3 試験の場所

倉吉市巖城 鳥取県倉吉保健所会議室（二階）

4 試験科目

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 食品学

(4) 食品衛生学

(5) 栄養学

(6) 製菓理論及び実技

5 受験手続

(1) 受験願書の提出先

ア 県内居住者

住所地在管轄する保健所

イ 県外居住者

鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部衛生課

(2) 提出書類

ア 受験願書（様式第1号によること。）

イ 履歴書（特に菓子製造業務に関する経歴を詳細に記入すること。）

ウ 受験資格を有することを証する書類

エ 菓子製造業従事証明書（様式第2号によること。）

オ 写真（受験願書提出前6箇月以内に撮影した名刺型の正面无帽上

様式第1号

収入証紙
はり付け欄

製菓衛生師試験受験願書

年 月 日

鳥取県知事

殿

本 籍

住 所 (番地及び〇〇方も記入すること。)

郵便番号 □□□□-□□

氏 名 ㊦

年 月 日生

製菓衛生師法第4条の製菓衛生師試験を受けたいので出願します。

備 考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

半身像のもの)

(3) 提出期間

昭和53年8月28日から同年9月2日まで
ただし、郵送の場合は、昭和53年9月2日までの消印のあるものは
有効とする。

(4) 受験票の交付

受験願書を提出した者に対しては受験票を交付する。

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付け
ること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び受験票

8 その他

(1) 受験者は、試験当日午前8時30分までに試験場に出頭し、係員の指
示を受けること。

(2) 合格者の氏名は、試験後10日以内に所轄保健所に掲示するとともに、
合格者に合格証書を交付する。

様式第2号

菓子製造業従事証明書

- 1 従事者 本籍 住所 氏名 年 月 日生
 - 2 従事した期間 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日間
 - 3 菓子製造業に従事した施設の名称及び所在地並びに当該施設に係る製造業の営業の許可年月日及び許可番号(廃業している場合は、廃業当時の営業の許可年月日及び許可番号)
 - 4 従事業務の概要
- 上記のとおり菓子製造業に従事したことを証明します。
- 年 月 日
- 証明者 氏 名 ㊟
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について次のとおり公告する。

昭和53年8月8日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称

昭和53年度鳥取県警察官採用試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官(A)	約9名
警察官(B)	約5名

3 対象となる職種

警察に勤務する公安職給料表7等級の係員(巡査)の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として、次の表に掲げる給料のほか諸手当が支給される。

学 歴	給料月額 円
大 学 卒	96,600
短 大 卒	90,100
高 校 卒	83,900

5 受験資格

試験の区分	受 験 資 格	格
警察官 (A)	学校教育法による大学 (短期大学を除く。)若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は昭和54年3月31日までに卒業見込みの者	昭和26年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた男子
警察官 (B)	上記以外の者	

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条の規定により地方公務員となることができない者は受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験科目

教養試験 (多枝選択式)、論文 (作文) 試験、適性検査及び身体検査とし、身体検査の項目及び基準は別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

昭和53年10月8日 (日)

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
米子市錦町一丁目103番地 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和54年11月上旬に鳥取県庁本庁舎 (鳥取市東町一丁目220番地) にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験科目

人物試験、身体検査、体力検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所

昭和53年11月下旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和53年12月上旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。なお、合格者には書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、採用候補者名簿に得点順に記載される。採用は、この名簿に基づき掲示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込み用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和53年8月14日 (月) から9月30日 (土) まで (日曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、昭和53年9月30日までの消印のあるものに限り受け付ける。ただし、特別の事情のある者については、第一次試験当日各試験場において受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで（ただし、土曜日は12時まで）

II その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、60円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基	準
身長	160cm	以上であること。
体重	47kg	以上であること。
胸囲	78cm	以上であること。
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、きょう正視力が1.0以上であること。	

弁色力	正常であること。
聴力	正常であること。
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】